

1. 件名：「廃止措置に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所1，2号炉 廃止措置計画（変更）認可申請）【2】」
2. 日時：令和元年10月28日（月） 13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
審査グループ実用炉審査部門  
藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、池田廃止措置専門官、立元保安規定二係長

九州電力株式会社 原子力発電本部 廃止措置統括室長 他7名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

- (1) 玄海原子力発電所1，2号炉 廃止措置計画（変更）認可申請第2回ヒアリング説明資料リスト
- (2) 資料1 玄海1/2号炉 廃止措置計画（変更）認可に関する審査資料他体系図
- (3) 資料2 玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画認可申請書及び1号炉廃止措置計画変更認可申請書について（本文一～五、添付書類一、二、五、六）
- (4) 資料3-1 玄海原子力発電所2号炉廃止措置対象施設、解体対象施設の考え方について
- (5) 資料3-2 玄海原子力発電所2号炉 維持管理対象設備について
- (6) 資料3-3 玄海原子力発電所2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象施設の選定結果について
- (7) 資料4-1 玄海原子力発電所1号炉廃止措置対象施設、解体対象施設の考え方について
- (8) 資料4-2 玄海原子力発電所1号炉 維持管理対象設備について
- (9) 資料4-3 玄海原子力発電所1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象施設の選定結果について

時間	自動文字起こし結果
0:00:09	規制庁のタツモトです。
0:00:11	玄海原子力発電所 2 号炉廃止措置計画認可申請及び
0:00:17	玄海原子力発電所 1 号炉耐措置計画変更認可申請についてヒアリングを開始します。これら説明をお願いします。
0:00:30	はい、九州電力のクニタケです。それでは資料に基づきまして、御説明させていただきます。まず 1 枚目のほうに何かヒアリングの説明資料リストということで、
0:00:42	してございまして、資料としてとしましては、1 から 4-3 まで準備してございますが、まず資料 1 につきましては、こちらの資料の全体の構成及び関連性をわかるような仕様ということで審査資料の体系図を 1 枚つけてございまして、
0:00:58	二つ目の資料は、こちらの第 2 回の審査会合に向けた説明資料として作成しておりますので、こちらのパワーポイントの資料でございまして、内容としてましては、1 から 5 と添付の 2 項 6 と
0:01:14	ただ添付の 6 の次以降については、今回添付してございません。
0:01:20	続いて 3-1 から 3-3 につきましては、ふた方の審査資料ということで、廃止措置の対象施設解体対象施設維持管理対象設備
0:01:32	関する
0:01:34	補足説明資料 4-1 から 4-3。
0:01:40	1 号の
0:01:42	廃止措置対象施設から維持管理に対処する。
0:01:45	関する説明資料をつけているというような資料になってございまして、
0:01:50	1 枚めくっていただきまして、まず資料の 1、これ審査資料体系図というものをつけてございまして、こちら今回のこの内容どこの部分を説明するかというものを説明するようになるんですけども、左のほうには指針策定認可申請書、
0:02:06	に書いてます。本文 1 から 9 と、添付 1 から 9 のうちの
0:02:13	本日は、本文の 1 から 5 それと、けんぽに関しましては添付書類の I、
0:02:19	購読について御説明させていただきます。それに関連いたしまして、右のほうに青いところですけども、審査資料といたしまして本文 4-1-4-5 二つです。
0:02:33	あとあと下のほうに添付書類 6 関係で維持管理対処設備ということを御説明資料を
0:02:41	いろいろな
0:02:42	ここで考えております。
0:02:46	続きまして、

0:02:48	まず、資料番号 2、
0:02:50	パワーポイントの資料です。
0:02:52	こちらの玄海原子力発電所双子の廃止措置計画。
0:02:56	廃止措置計画認可申請書及び
0:02:59	廃止措置計画変更認可申請書についてのことで、本文の 1 から 5 添付書類の一、二号 6 についてご説明させていただきます。
0:03:09	1 枚めくっていただきまして、まず目次ですけれども、まず最初に蓋号炉の申請書について、そのあとに、1 号炉の廃止措置計画の変更認可申請書について御説明させていただきます。
0:03:24	まず 1 ページ目ですが、こちらは申請書の
0:03:30	氏名の名称、住所代表者の氏名、それとか事業所の名称、所在地、発電用現象の名称について記載しております、内容は記載の通りでございます。
0:03:43	続きまして 2 ページ目ですけれども、4 の廃止措置対象施設及びその敷地ということで、廃止措置の対象廃止措置対象施設の範囲といたしましては、家庭炉規制法に基づきまして、原子炉設置許可または、
0:04:00	経常設置変更許可を受けました他号炉の発電用原子炉及びその附属施設を対象としてございます。その下のほうには、玄海原子力発電所の敷地付近ず絵を添付してございまして、こちらの佐賀県の
0:04:17	現会長のところに、の北部の半島ですね、そのセンターも限界が 1 号から 4 号炉を設置しているというような図になってございます。
0:04:29	続きまして 3 ページですけれども、廃止措置対象施設の状況ということで、
0:04:37	原価蓋航路につきましては、軽水冷却冠水加圧水型の原子炉でございまして、熱出力については約 1650 メガワット電気出力については約 559 メガワットとなっております。
0:04:51	2 ポツ 2 ですが、昭和 51 年の 1 月 23 日に原子炉設置許可を受けまして、55 年のほう、55 年に初臨界に到達してございますので、その後運転を続けまして、第十三回定期検査を実施するために、
0:05:07	平成 23 年 1 月 29 日に原子炉を停止するまでの約 30 年間運転の実績、運転実績を有しているというような状況になってございます。
0:05:17	その下のほうには廃止措置対象施設ということで三枚もののその施設の一覧表ですね、そこを添付してございます。これ申請書と同じ内容を添付してございます。
0:05:31	1 枚めくっていただきまして、4 ページですけれども。
0:05:36	御本文の 5 で廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法ということでまず廃止措置の基本方針といたしましては、5 点ほど 5 点

	記載してございます。まず一つ目が合理的に達成可能な限り放射性被ばくを低減するよう、
0:05:53	適切な解体撤去手順及び方法並びに核燃料物質による汚染の除去方法を策定して実施いたします。
0:06:00	2点目が、保安のために必要な施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理、放射性廃棄物管理は、関係法令告示を遵守いたします。
0:06:10	続いて3点目が、廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に必要な事項は保安規定に定めて実施いたします。
0:06:19	続いて4点目、3号炉及び4号炉の運転に必要な施設、可搬型重大事故対処対処設備の保管場所及びアクセスルートを含むの機能に影響を及ぼさないことを確認した上で工事を実施いたします。
0:06:33	最後ですけれども、解体撤去工事にあたっては、隣接する1号炉への影響防止するために、対象となる配管、機器等の解体撤去は1号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないことを確認した上で、工事を実施いたします。
0:06:49	これが廃止措置の基本方針として記載してございます。
0:06:53	続きまして、5ページ目、廃止措置対象施設のうち回転が対象となる施設ですけれども、解除書いてある対象となる施設は廃止措置対象施設のうち、3号炉または4号炉の共用施設、これ、今現在運転しているゴールですけれども。
0:07:10	並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋地下構造物及び建屋基礎除くすべてを対象としてございます。
0:07:20	下のほうには、解体対象施設の配置図ということで、
0:07:25	雨対象範囲は網掛けをしている部分5が対象範囲ということで記載してございます。
0:07:33	続きまして、6ページのほうには解体対象施設の一覧表を記載してございましてこちら3分の1から3分の3まで記載してございまして、こちらには今注書きでちょっと3とか4とか書いてるんですけども、中産ということで
0:07:53	三、四、3号炉または4号炉との共用設備については、解体対象施設から除くということでチュウさん。
0:08:01	駐車中3をつけてございます。注4というのは1号炉との共用設備については解体体制解体対象施設2施設含むということで、米4ということで、添付してございます。要は12号の共用については※4として
0:08:19	わかるように、34号炉の共用設備については除くという除いてるものについては米三という形で記載してございます。
0:08:29	続きまして、7ページですけれども、こちらの5.2表、解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着地両県及び完了要件ということで記載させ、期待してございます。

0:08:42	こちらの汚染状況の調査と汚染のない設備、の解体撤去について記載してございまして、それぞれ
0:08:52	実施する場所主要設備名称着手要件後実施概要安全確保対策完了要件について記載してございますが、こちら申請をちょっと同じ内容を記載してございます。
0:09:10	続きまして、8 ページですけども、3 の廃止措置の主要な手順ということで、廃止措置の工事は次の四つの期間に区分し、この中で行いますということでもまず左上のAの第一段階ですけどもこちら解体工事準備期間、
0:09:27	でございまして 2020 年度から 2025 年度の 6 年間で第一段階を実施するというのでございまして、黄色のところに記載してありますが、まず汚染のない二次系設備、こちらの上の図で緑の部分ですけども。
0:09:43	2 次系設備の解体撤去を行います。こちらは 2 次系の設備の解体撤去については、全期間を通じて実施する予定にしております。
0:09:53	続いて 1 次系設備の汚染状況の調査及び汚染の助教授を行いますということでこちら青い部分について補正の状況調査とか汚染の除去を行いますということでございます。
0:10:05	続きましてその右ですけども、第二段階については、原子炉周辺設備等解体撤去期間ということで 2026 年度から 2040 年度の 15 年間で行うことで計画してございます。
0:10:22	出ないようにですけども放射能が比較的低い、1 次系設備を解体撤去を行います。それと、使用済み燃料の搬出双子の使用済み燃料ピットからの搬出を完了する完了いたします。
0:10:37	続きまして左下ですけども第 3 段階、原子炉等解体撤去期間でございますが、2041 年度から 2047 年度の 7 年間で行う予定で計画しております。
0:10:49	こちらは放射能の放射能の減衰を待ってから格納容器内の例えば原子炉容器蒸気発生器等を解体撤去いたします。
0:11:01	最後、その右ですけども、第 4 段階、建屋等の解体撤去期間ということで、2048 年度から 2054 年度の 7 年間で行う予定で、7 年間で行う予定で計画しております。
0:11:15	こちらは建家内の汚染物を撤去した後、最後に建家を解体撤去いたします。また、使用済み燃料の再処理事業所への譲り渡しも完了する予定で計画しております。
0:11:30	ここまでが本文の内容でございまして、続きまして 9 ページからは添付書類の内容でございまして。

0:11:39	まず添付書類の I ですが、こちらのすでに使用済み燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料ということで下のほうには当直課長引き継ぎ簿を添付してございます。こちら
0:11:55	左引き継ぎの左上のほうに平成 25 年 4 月 25 日の引き継ぎ簿なんですけども、あそこでその引き継ぎもの、赤いところですね、赤いところに
0:12:07	燃料搬出
0:12:10	燃料取り出し完了という言葉が記載されてますので、こちら原子炉から取り出しは、平成 25 年の 4 月 25 日に完了しているということで、になってございます。
0:12:24	続きまして、10 ページですけども、添付書類の II ということで、こちら廃止措置対象施設の敷地に関わる図面及び廃止措置に係る工事作業区域図というものを添付してございます。こちらは
0:12:40	斜線で引いてる部分、こちらが工事作業区域ということで明示してございます。
0:12:49	続きまして、11 ページ、こちらの添付書類の後、核燃料物質によります汚染の分布とその評価方法に関する説明書ということで、まず 1 ですが、現状の評価といたしましては、解体対象施設の現状の汚染の分布、
0:13:06	に関しましては加圧水型の原子炉施設のモデルプラントにおけます評価結果をもとに、主要な設備の放射能レベルを推定してございますそれが左の下のほうにだめ図があるんですけどもそれぞれの推定を全部を
0:13:26	評価していてその次に放射能レベル区分別の放射性廃棄物発生量についても評価してございましてそれが右側の除灰補修で廃棄物発生量ということで、それぞれN番ヘルツいるⅢ、
0:13:41	クリアランス等の発熱量を記載しているということをしております。
0:13:47	2 で今後の計画ということで解体対象施設に残存いたします放射性物質につきましては、放射化汚染及び二次的な汚染に区分いたしまして、評価してございます。
0:14:01	で、放射化汚染につきましてはまず生成核種を同定するとともに、生成核種の放射能濃度文法計算による方法または測定による方法によって、評価評価する予定にしております。
0:14:14	続いて二次的な汚染につきましては、配管及び機器の外部からガンマ線の測定を行うか、或いは施設を構成する配管及び機器の材料組成を考慮いたしまして、腐食生成物中の核種組成比を計算また測定によって評価すると。
0:14:32	というようなことで今現在計画してございます。
0:14:39	続きまして、1 枚めくっていただきまして、添付書類の 6、こちらの維持管理設備に関します説明書になってございます。

0:14:49	まず 1 の概要のところですけども、まず廃止措置期間中に機能維持すべき機能維持すべき設備等につきましては、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図ることを目的といたしまして、
0:15:04	必要な設備について必要な期間、必要な機能を維持管理するということになってございます。
0:15:13	2 ポツ目のほうには廃止措置期間中に機能維持すべき設備等の機能については定期的に点検等で確認していくということにしておりますので、3 点目廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等の維持管理に関しては保安規定に管理の方法を定めまして、
0:15:31	これに基づき実施することとしております。
0:15:37	続きまして 13 ページ、こちら維持管理に関する内容が対象設備を一覧表という形で記載してございます。
0:15:46	左から施設区分施設設備等の区分で続け設備名称で最後に維持期間というものに記載しております、
0:15:57	来記載はこの通り一覧表として記載しております。また注書きのほうで記載しておりますけども、3 号炉または 4 号炉との共用施設については、34 号炉で維持管理するというのを館大前提として考えております。
0:16:15	ここまでが蓋号炉に関しまして、関する申請書の内容でございまして、14 ページからは 1 号の廃止措置計画の変更認可申請について記載してございます。
0:16:29	まず 14 ページの本文 I から III につきましては変更ございません。
0:16:36	続いて本文の 4、こちら廃止措置対象施設の範囲及びその敷地ですけども、まず一番上のところにつきましては、二子炉の廃止、こちらの記載の適正化ということで、1 号炉から 4 号炉のうちという文言を取ったり、
0:16:52	附属施設の負のちょっと適正化で直してございます。
0:17:00	続いて二つ目、a のところに
0:17:03	また蓋号炉 3 号変更前について蓋号炉 3 号炉または 4 号炉との共用施設で括弧書きで 1 号炉に設置されているガス原水タンク廃液蒸留水タンク廃液量流水脱塩塔レイヤー及び使用済み所。
0:17:19	ぜひ貯蔵タンク除くってという言葉、
0:17:22	入って提供施設は終了後もふた号炉 3 号炉 4 号炉引き続き共用するというような形で
0:17:32	変更前記載したんですけども、今回蓋号炉の廃止を決定いたしまして、
0:17:39	ちょっとこの文言をもともと変更前のときには、この赤字のところについては、12 号共用設備のうち、1 号炉に設置されている、こういうガス原水タンクとか、こういったものについては、解体する方向で記載しててそれを明文化してたんですけども。

0:17:55	今回そのまま 12 号双子の廃止に伴いまして、精通そこエラーを整理いたしまして、こういったものを削除した形で記載しております。その結果、34 号炉の共用施設については三、四号炉の原子炉施設として、
0:18:10	引き続き共用するというような文言に変更してございます。
0:18:15	続いて、三つ目のところについては、双子の廃止に伴いまして、蓋号炉という文言を削除してございます。
0:18:28	続きまして、廃止措置の基本方針のところでは変更前のところは保安のために必要な事項を保安規定に定めて適切な品質保証活動に基づき保安管理を実施するという文言だったんですけども、ここもちょっと記載の適正化で
0:18:45	当方廃止措置期間中の保安活動及び品証に必要な事項については、保安規定に定めて実施するというような文言に変更してございます。
0:18:55	その下の二つ目三つ目につきましては、双子の廃止に伴います記載の変更ということでフタ号炉っていう文言を取ったり、蓋ゴールの廃止措置という文言を入れたりしてございます。
0:19:12	続いて 17 ページの本文 5 号の A 廃止措置の全体概要ということで、1 ポツ目、人上のほうにつきましては先ほどと同じような形で記載を削除しております。
0:19:26	下のほうにつきましては、この第 5.1 表というものが解体対象施設の一覧表なんですけども、その脚注のまず文言について、こちらを
0:19:40	※1 から※4 に分割し、分割すると、分割して記載しております。
0:19:47	あと、加えまして※4、
0:19:50	※4 のところには蓋ゴールとの共用施設については双子の廃止措置計画認可申請書のほうに記載するというを明確に記載しております。前は 12 号共用設備についてはふたゴールの施設の方で記載するということがわかるように記載しているということでございます。
0:20:13	続きまして 18 ページですが、こちら安全確保対策ということでこちらの上のほうについては、こちらも双子の廃止に伴う記載の変更ということで、1 号炉に加えて蓋ゴールで維持管理している蓋ゴールという文言を入れております。
0:20:33	あと蓋号炉変更前は蓋号炉 3 号炉 4 号炉というふうに運転に必要な施設ということで付託を入れてたんですけども、その蓋ごろとってございます。
0:20:44	その下ですが、火災爆発及び重量物の取扱によるっていうちょっと文言を記載しているんですけどもちょっとこの表現がわかりづらいということがちょっとございましたので、ちょっと分けた形で記載文章を二つの文章にして、
0:21:03	ちょっと記載の変更をしてございます。
0:21:09	続きまして 19 ページ、こちら添付書類の I から V につきましては変更なしでございます。

0:21:18	最後ですけども、添付書類の 6 ということで、こちらの維持管理設備の表のところですけども、まず施設区分につきましては、こちらの先行プラントになられましてちょっと施設区分という
0:21:34	項目をですね、追加しています。それと、右のほうに廃液処理系ですけども、
0:21:45	時台数をちょっとそれぞれの設備ごとに明確化したするというのでそれぞれ廃液処理系という一つのくりではなくて、廃液貯蔵タンク冷却材ドレンタンクそれぞれについて
0:21:58	細分化して記載してございます。
0:22:03	ここまでが申請書に関する御説明でございます。
0:22:10	続いて補足説明資料なんですけども。
0:22:15	どうしますか、これ。
0:22:17	そしてよろしいですか。
0:22:19	やっぱ全部つきっきり説明したほうがよろしいですか、それとも何かこう、
0:22:26	変更点
0:22:58	それでは続いて資料 3-1 から A4 の 3 まで補足説明資料といたしまして、準備してございます。こちらにつきましては、ちょっと重立った A 内容のところについて御説明させていただきます。
0:23:15	まず資料 A3 の 1、こちらの玄海原子力発電所の蓋号炉に関する廃止措置対象施設解体対象施設の考え方についてということで作っ添付つけてございます。こちらにつきましては、内容は前はすでに
0:23:32	認可をいただいています。1 号炉、それと先行プラントの審査、
0:23:39	を受けてます言い方とか大飯等の資料の大飯等のそれぞれの抽出方法の考え方と、それをそういうがないような形で記載してございます。
0:23:54	1 枚めくっていただきまして、まず 1 ページ目ですけどもこちらの基本的な考え方ということで、
0:24:02	2 行目の後半のところですけども廃止措置の終了した結果が廃止措置規制委員会の規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けたとき、設置許可の効力を失うことになると。
0:24:18	このため、設置許可の変更認可申請書の廃止措置対象施設については、設置許可をされた発電用原子炉及びその附属施設を対象とするということで、今回の申請書もこのような形で対象範囲を選定してございます。
0:24:37	続いて、A3 の廃止措置計画の計画にセッション規制の考え方ということで、
0:24:45	まず廃止措置対象施設及び解体対象施設の来さんの考え方を以下に示すということで、

0:24:52	まず、廃止措置対象施設と解体対象施設の関係をまず第1図のほうに、こちらの7ページ目でそのあとに、申請書記載する廃止措置対象施設等の選定フローを第2図に示してございます。
0:25:08	7ページ目。
0:25:11	の方に第1図ということで、廃止措置対象施設と解体対象施設の関係の増、つけてございますが、こちらの先行プラントと同様の図でございますけども、黒黒で囲んでる部分、
0:25:26	こちらが蓋号炉の発電用原子炉施設、要は設置許可された発電用原子炉及びその附属施設になってございまして、それが廃止措置対象施設というものを
0:25:39	次、なっております。その中には、当然、その下のほうにあるんですけど、その下で囲ってある1号炉との協議を施設毎は12号の共用施設とか、その右側に書いたって書いてます1号3号4号炉との供述こちらの1から4号炉、
0:25:58	一、二共用施設だとか、1から4号の共用施設、こちらについても廃止措置対象施設になるというような形で記載してございます。要はこの黒く囲んでる部分についてが廃止措置の対象施設という部分で2な位置付けになってございます。
0:26:16	そこから解体対象施設につきましては、まず黒く塗られた部分、放射性物質汚染のない地下建屋だとか地下構造物及び建屋の基礎、こういった替えところはまずは解体対象外施設として除きます。
0:26:32	ということでまず除いております。それと、
0:26:39	県で網かけしている部分の例えば1号炉3号炉4号炉の共用施設、こちらの1から4共用施設だとかそういう要は運転ゴールとの共用施設については、解体対象施設から除きますので、そこを除いた部分。
0:26:56	要は少し力を白抜きの部分が解体対象施設になるというようなづき図になってございます。
0:27:07	続いて8ページのほうに選定フローというものを添付してございます。
0:27:14	こちら
0:27:16	先行プラントでも指摘を受けてたものでこちらの新規つけてございまして、
0:27:25	流れといたしましてはまず双子の関連設備、こちら1プラント当たり数万機器設備等があるんですけども、まずそこからスタートいたしまして、まず設置許可本文に記載されているかどうかということで、設置許可の本文に記載されてるんであれば、廃止措置対象施設になります。
0:27:45	その右側では、設置許可の本文に記載されていないのでであれば、廃止措置対象施設から除くというようなことにしてございます。続き廃止措置対象施設のうち、今度、運転号炉こちら34号炉との共用設備かどうか。

0:28:01	Es-1に分かれるんですけども、運転ゴールとの共用設備である場合には、右に行きまして、という若い対象施設から除きますと、
0:28:10	で、運転ゴールとの共用設備でないという部分については今度解体対象施設で下のほうに流れていくというようなものでございます。
0:28:18	で、その次に解体対象施設のうち、前は廃止措置期間の中も要は保安のために機能を維持しないといけない設備については、解体対象施設として残さないと、維持していかないといけないというのがございますので、
0:28:37	その下に行きまして、維持管理対象設備としてエントリーすることで、違うものについては、除外するというようなものになってございます。
0:28:49	こういった流れで
0:28:52	廃止措置対象施設解体対象施設維持管理対象設備について選定してございまして、
0:28:58	ちょっと戻っていただきまして4ページ5ページ6ページのほうに
0:29:07	廃止措置対象施設の
0:29:09	設備名称等を全部記載しておりまして一番右側のほうに廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設については丸をならないものにはバツというような形で記載してございます。
0:29:27	こちらがまず考え方についてでございます。
0:29:33	続いて資料の3-2、こちらF他号炉の維持管理対象設備についてということの補足説明資料でございます。
0:29:44	まず1枚めくっていただきまして、維持対象設備ということで、
0:29:52	一番下のところに、最後の維持対象設備のうち、1号炉との共用設備についてはふたゴールで管理することといたしまして、ふた号炉の維持対象設備の範囲に含めるということで、12号の共用設備については、
0:30:09	双子のほうで含めるということをちょっと記載しております。
0:30:16	続いて2ページ目のほうに、なお、3号炉または4号炉との共用設備については、3号炉または4号炉の運転に必要な設備であるため、3号炉または4号炉で管理すると。
0:30:29	このため、これらの共用設備は維持対象設備の範囲に含めないということで、 運転号炉
0:30:36	この
0:30:39	次の共用設備については、維持、維持、維持管理対象するときには含めないというような形にしてございます。
0:30:48	続きまして

0:30:50	等維持機能及び維持対処設備の抽出ということでこちら簡単に言ってきましたけども、まず11で建屋構築物等につきましては、放射性物質の漏えい防止、遮へい機能、
0:31:06	欲求機能を維持するということで時対処設備については、下の表の通りとなっております。
0:31:15	続いて(2)の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、
0:31:23	まず取扱施設につきましては、臨界防止機能燃料落下防止機能、除染機能を維持、維持管理維持いたしまして、設備名称は右の表の通りになってございます。
0:31:37	続いて貯蔵施設につきましては、
0:31:40	ええ、臨界防止機能浄化冷却機能水曜日漏えいの監視機能及び給水機能を維持するということで、それぞれの設備については、4ページの上のほうの表に記載してございます。
0:31:57	続いて(3)放射性廃棄物の廃棄施設につきましては、ちょっとまず気体廃棄物については、放射性廃棄物の処理機能。
0:32:05	ということで、排気棟が1対処設備になると。
0:32:10	Pのほうには、液体廃棄物も同様に、放射性廃棄物の処理機能を維持管理するというので、5ページのほうに時対象設備を記載してございます。
0:32:25	続いてA、Cで放射性固体廃棄物の廃棄設備ということで、こちらは
0:32:31	公社債固体廃棄物の処理と貯蔵機能を維持管理することにしてございましてその維持対処設備については、
0:32:41	右の表の通りでございます。
0:32:46	続いて(4)放射線管理施設、
0:32:51	につきましては、まず芸の減収施設内外の放射線監視ということで、こちらは放射線監視機能を維持するということでエリアモニタ
0:33:03	プロセスモニターを維持維持対象設備として挙げてございます。
0:33:10	続いて7ページのところですが、Bで環境への放射性物質の放出管理ということでこちらは放出管理機能を維持するということで、時対処設備としては、排気モニター排水モニターを設備として挙げてございます。
0:33:27	続いてCですが、管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理ということで、こちらは、放射線管理機能ということで放射線管理設備、これらのRayleigh管理設備等の設備なんですけども、そういったものについて、維持管理すると。
0:33:45	ということにしてございます。

0:33:50	8 ページ、こちら(5)で解体中に必要なその他の施設ということで、まず換気設備につきましては、
0:34:00	廃止措置についても、Fujii等で作業を行いますので、換気機能を有する各設備を維持するというので、具体的な維持対象設備は8ページの表の通りになってございます。
0:34:16	続いてB-9 ページ目のBの非常用電源設備についてですが、こちら使用済み燃料をSFPのほうに貯蔵しておりますので、どうしてもその使用済み燃料冷却のためには、電源が必要になると。
0:34:32	ということで、電源供給機能としてディーゼル発電機、それと蓄電池のほうを維持対象設備として挙げてございます。
0:34:45	それとCでその他の安全確保上必要な設備ということで、こちらまあさ
0:34:52	非常用電源設備のところも挙げましたけども、使用済み燃料ピットの冷却、
0:34:57	しないといけませんので、その冷却機能、
0:35:01	を維持するというので記載してございます。
0:35:06	それと、商用電源の電源喪失時においても、作業者が廃止措置対象施設内から安全に避難できるよう照明機能の維持管理すると。
0:35:17	ということで挙げてございます。
0:35:21	(6) 検査構成ということで、検査構成については保安規定の管理、保安規定のほうに管理の方法を定めまして実施するというようにしてございます。
0:35:34	続いて(7)その他の安全対策についてですが、こちらの11 ページ。
0:35:40	の方にお香のAとBのところ、火災防護ということで記載しておりますけれども、廃止措置におきましても、格差下記の作業や可燃物を取り扱うことから、消火機能を有する設備を維持、維持管理するというようにしてございますので、消火設備を維持対象設備として挙げてございます。
0:36:04	続いて、維持期間のほうですけれども、こちらは
0:36:10	まず、(1)の建屋構築物等につきましては、基本的には管理区域を解除するまで維持するとか、あと放射線遮へい、遮へい機能につきましては線源となる設備がの解体が終わるまでは維持するというようなことで基本的には
0:36:29	基本的に維持乾燥してございます。
0:36:32	続きまして、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設につきましては、こちらはフタ号炉に貯蔵してます新燃料及び使用済み燃料の搬出が完了するまで、維持するというようなことになってございます。
0:36:51	続いて13 ページの(3)、放射性廃棄物の廃棄施設につきましては、こちらの北廃棄物液体廃棄物、固体廃棄物の処理が完了するまで、
0:37:04	実施するというようにしてございます。

0:37:09	続きまして放射線管理施設の
0:37:14	監視機能につきましては、こちらの関連設備、関連する設備の供用が終了するまで維持するということです。
0:37:21	続いて環境への放射性物質の放出管理ということで、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで、維持するということにさせていただきます。
0:37:38	続いて 14 ページですが、こちらは(5)で
0:37:46	Bで非常用電源設備につきましては、電源供給機能、
0:37:51	そして、機能要求してるんですけども、こちらは蓋号炉に貯蔵している使用済み燃料搬出が完了するまで維持するとまた蓄電池の電源供給機能につきましては、建家解体まで維持するというようなことでさせていただきます。
0:38:05	新所には冷却機能についても双子の使用済み燃料が搬出するまで、いすというようにさせていただきます。
0:38:16	続いて 5 ポツの運転中の機能性能比較ということで、こちらの第 1 表のほうに記載しておりますので、そちらのほうで、
0:38:27	御説明いたします。
0:38:29	第 1 表が 18 ページからになってございます。
0:38:34	こちらの表につきましては、多いとか、先行プラントと同様の表になってございまして、
0:38:42	内容的には先行プラントとほぼ同様、同じような内容になってございますけども、当社の独自の内容ということで、御説明いたしますと、
0:38:55	23 ページ。
0:39:00	16 番の 6 のところなんですけども。
0:39:05	こちらに放射性廃棄物の廃棄施設のうち、液体廃棄物の廃棄施設が書いてございます。
0:39:14	で、これの、すみません、24 ページのほうにそこへ液体廃棄物の廃棄施設の続きなんですけども、廃液蒸発装置というものがございまして、こちら運転中、
0:39:28	2 基呈してるんですけども。
0:39:31	廃止措置で一気に減らしてますのでそちらの台数の提言の理由としてちょっと 23 ページのほうに書いてございますけども、
0:39:41	廃止措置段階については、機器故障時に放射性気体廃棄物の処理を制限するなど復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、12 号炉共用であります。廃液蒸発装置Ⅱ期のうち、
0:39:57	12 号炉はの廃止措置における放射性気体廃棄物の処理に必要な台数は 1 機としているということで、要は

0:40:08	廃棄物が発生しても、その処理する量を減らすとか、そういったものをすれば、
0:40:14	当然一致で十分じゃないかということで、一気にさせていただきます。
0:40:19	続いて 25 ページ、こちらも同様な考え方なんですけども、放射性廃棄物の固体廃棄物の廃棄設備のところには弁依頼というものがございまして、ディーラーはもともと運転中が 2 基運転手運転台数としてあるんですけども。
0:40:36	こちら、時代としては一基していますが、こちらはこちらも同様なんですけども、故障時には放射性固体廃棄物の処理を制限するなどいたしまして、
0:40:48	時間を要するまでの時間に余裕があるということで必要台数一気に出しております。
0:40:58	残りのところにつきましては、先行プラントと。
0:41:04	基本的な考え方同じでございますので割愛させていただきます。
0:41:10	それと、最後 34 ページ。
0:41:15	ところに、こちらの先行プラント等でちょっと御指摘を受けました中央制御室の維持管理について記載しております。
0:41:26	今回の申請書において中央制御室は維持管理設備には入れてないんですけども、その説明といたしましては、現在
0:41:37	運転員 a、この
0:41:39	下に、使用済み燃料の営推乾式監視の計器だとか、固定エリアモニターとかの放射線監視とか、こういったものの一部については中央制御室に行ってるんですけども、運転員によります監視が
0:41:58	運転員による監視が行われる期間についてはですね、中央制御室を解体することはないんですけども、中央制御室以外で監視することが可能であれば、中央制御室の一番必須ではないということで、
0:42:12	要はほかのところ、そういった、こういった完新統ができるのであればですね、中央制御室
0:42:19	でも見る必要がないので来解体できますということで、維持管理設備に入るということでございます。
0:42:29	資料の 3-2 については以上です。
0:42:34	続きまして資料の 3、こちらの廃止措置対象施設解体対象施設維持管理対象設備の選定結果についてということで、表にして、
0:42:45	設備ごとの名称の対象範囲についてまとめております。
0:42:52	こちらの一覧表三つになってございまして、こちらのほうは多い方と同様の同じような表でございになってございまして、左から
0:43:05	施設区分ということでこれ設置許可本文の区分、それとその右側が

0:43:13	設置等の区分、あと設置許可本文の記載設備ということで、ここまでが要は設置許可に記載されてます設備がどの施設に区分されるとか、そういったものを記載しているものになってございます。
0:43:29	その右からが要はそれにこれらの設備に対して、廃止措置対象施設にあたるのか、解体対象施設に当たるのか、維持管理対象施設にあたるのかというものでまとめてございます。
0:43:45	例えば
0:43:48	7 から書いてます燃料取替装置のところ見ていただきますと、燃料取替装置については、まず廃止措置対象。
0:43:59	施設にその設置許可本文に書いてますので、上がっておりまして、解体対象施設。
0:44:06	のほうには、まず共用ゴールといたしましてはこれ 12 号共用になってございますので、12 号共用については、解体対象施設に当たりますので、判定と下回るということで、解体対象施設に当たります。
0:44:26	ただ、維持管理対象設備につきましては、燃料取替装置について、これそれぞれ、また細かく設備があるんですけども、
0:44:38	バツと書いているのは、維持管理来機能維持が不要な設備ということでパーツを記載しているということで、
0:44:59	すみません、申し訳ないです。ちょっと説明をやり直します。
0:45:03	燃料取替装置につきましては、12 号共用ではなくて、蓋号炉単独の設備でございますので、
0:45:14	解体対象設備に当たりますということになっております。
0:45:17	なので蓋ボードの対象層ですね、解体対象ですので、マルで正しい維持管理はしないということで発ということで記載しております。
0:45:29	ポッコウいうふうな形でそれぞれの設備について、一覧表でまとめた表を作成しております。
0:45:40	続きまして資料の 4-1 から 4-3 につきましては、
0:45:46	それぞれ 1 号炉についての先ほど蓋号炉で御説明した内容と同じ補足説明資料を添付しております。
0:45:56	1 号炉につきましては、
0:46:02	すでに認可を受けておりますのでそこから
0:46:06	変更した部分については、色分けをしてございまして、例えば資料の 4-1 でいけば、赤で囲った部分については、二子炉の廃止に伴う記載の変更、緑の部分については、他社プラントの指摘反映指摘事項の反映

0:46:22	会おう会おう困った部分については記載の適正化というような形でしてわかるような形で記載しております。
0:46:32	こちらのふたゴールと中実方法等については考え方同じですので、御説明詳細の御説明は割愛いたします。
0:46:41	同様に資料の 4-2 には維持管理対象設備ということでこちらも
0:46:49	前回、すでに認可をいただいております 1 号炉からの変更点について、赤と青というような形でわかるような形で記載しております。
0:47:00	最後に資料の 4-3 ということで、こちらの 1 号炉の
0:47:05	それで、
0:47:06	廃止措置対象施設と同等の選定結果についてということで、こちら 1 号の設備について、まとめております。
0:47:16	こちらについてももう蓋ゴールと内容的には同じでございますので、説明のほうは割愛させていただきます。
0:47:24	当社からご説明する内容につきましては以上でございます。
0:47:51	規制上のタツモトです。
0:47:54	当資料の 2。
0:47:56	だから、
0:47:58	人をさせていただきたいんですけども、
0:48:06	まずちょっと作ってもらっている図であったりとか、
0:48:12	表であったりとか、
0:48:14	ちょっと文字は読みにくい部分については、
0:48:17	適宜読みやすくしていただけると。
0:48:22	コメントまでです。
0:48:27	6 ページ目で解体対象施設。
0:48:31	一方で
0:48:33	入れていただいている、
0:48:38	当廃止措置の対象施設が
0:48:42	3 ページ目にあって、
0:48:44	その 3 ページ目にあって、
0:48:48	6 ページ目にはないもの。
0:48:51	例えば、
0:48:53	廃棄物、固体廃棄物の関係であれば、二つ答え償却であったりとか、
0:49:01	燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備であったりとか、
0:49:07	雑固体溶融処理設備であったりとかっていうのは、解体のほうにはないんですけども。

0:49:16	それはそういう 4 号炉との
0:49:20	共用だから、
0:49:22	解体ではないという御説明ですか。
0:49:27	九州電力のクニタケです。その通りでございまして、運転ゴールとの共用設備については書いた対象から除いております。
0:49:36	原子力規制庁のタツモトです。／い今米印三番として、34 号炉との共用施設については回答解体対象施設から除くって、
0:49:48	米印 3 をつけたまま残っている設備とか装置と困るんですけど、そここの整理ってというのはどういう考え方で、
0:50:01	九州電カトヨシマですので御説明いたします。6 ページ目の解体対象施設の 3 分の 2 表の中で、下から 4 行目に、例えばディーラーという措置がありますが、ここに 3 と 4 という番号ついてるんですが、3 と 4 という番号ついている設備については、
0:50:19	12 号の共用設備もあるし、1 から 4 号機で共用している設備もあるということで、そういうふうな記載になっております。
0:50:34	ちょっと尽くします九州電力のムラヤマです。
0:50:38	÷3 ページにあって、6 ページに内部
0:50:43	についてはもう
0:50:46	聞いている要は消えたやつことは焼却設備とか、それはそれ単独で説明設備登録されている設備、今ここになっていて、それが 1234 号の共用施設である場合には明らかにライナーで書いてないと。
0:51:02	036 ページ側についてはその 1 中を見ていくと、1234 共用もあれば 1 に今日もあるとかそういうその全体のくくりが 1234 でないものについては書いてないというようなことが書いてあった
0:51:18	書いて※3※4 で区別しているということになってる。
0:51:23	のでございます。
0:51:30	規制庁タツモトです。
0:51:32	何か整理が悪いように感じていて、34 号炉共用として、
0:51:40	今米印 3 しかついてないものとかもあるわけですよ。
0:51:44	それが残っているにもかかわらず、34 号共用だから削除しましたっていうことの整理の考え方が、
0:53:39	九州電力のムラヤマですねと、要は、一つ一つこの例えば燃料取扱装置移送装置とか、このくくりの中に、この中に幾つかの装置が入っていて、その中でこの場合は 1F た 5 設備と
0:53:56	1 から 4 共用設備というのが入っている。

0:54:00	ただ、完全に消えているのはその装置エントリーした成立装置そのものがもうすべて1から4共用設備なんで、消えてるんでちょっとわかりにくくなってますのでちょっと整理した上で向けご説明させていただきました資料を準備いたします。
0:54:16	書き方もちょっと
0:54:18	はい。
0:54:26	規制庁タツモトです。この考え方は了解しました。
0:54:33	続いてなんですが、
0:54:38	7ページ目で今解体工事準備期間中のことが書いてもらっていて、
0:54:43	ただ基準上は来後期の工程の部分は改めて変更認可をするっていうようなことを求めているので、そういう計画であるのであれば、その点も触れていただけると。
0:55:00	ちょっと今この解体工事準備期間中でのものしか出てきていないので、その後期のものについては改めて変更しますって事を
0:55:42	九州電力のクニタケです。
0:55:44	第二段階以降の
0:55:47	例えば工事着手要件だとか完了要件だとかそういったものにつきましては、再度、
0:55:52	検討いたしまして、変更認可申請等を受けたいというふうに考えております。以上です。
0:56:04	検討いたしまして、そういった内容を記載しまして、変更認可申請をいたします。以上です。
0:56:22	変更認可して市に変更認可申請するように説明、この資料のほうにも記載いたしまして説明いたします。以上です。
0:56:32	規制庁タツモトです。続いて8ページ目なんですけども、今解体工事準備期間っていうところで、今回の申請書に具体的な方法を記載して、この今具体的な方法今確認しようとしているので、その具体的な方法っていうのは何なのかっていうところの説明を
0:56:51	お願いします。
0:58:01	九州電力のクニタケです。こちらの説明資料のパワー棒のほうに
0:58:09	その第一段階で行います具体的な内容とか方法等について記載して説明したいと思っております。以上です。
0:58:38	規制庁タツモトです。
0:58:40	続いて9ページ目なんですけども。
0:58:44	今記録の方からは、燃料取り出し完了しましたっていうのがわかりますと、

0:58:51	ただ基準上では改めて装荷していないか。
0:58:57	ていうところ。
0:58:59	もう求めてるんですけど、その説明は、
0:59:03	そういう説明をお願いします。
0:59:47	でき、
0:59:48	はい、九州電力のムラヤマです。これは出ただけとそご指摘の通りそのあと消化してないということを御説明する方法としては、
0:59:58	今二通りあるかなあと調べてまして、三つ目一番
1:00:03	一番は
1:00:05	三つあるのが一つ目は、この後の当直課長引き継ぎ簿に装荷が書いてないということを説明するか、あとはゲート弁燃料1階への格納容器からずっとSFP側に出してゲート弁を閉めたまま閉として運用としていること。
1:00:24	なんで説明しますかね、説明するかとは動かした燃料体がSFP側に全部あるということを説明するか、この三つのうちのどれかなあと調べてますので、ちょっとどれが説明しやすいのか検討した上で御回答させていただきます。
1:01:59	規制庁タツモトです。
1:02:01	これ1点ちょっと確認なんですけども、11ページ目の添付書類5D鉄塔加圧水型原子炉施設のモデルプラントにおける評価結果とところモデルプラントっていうのは、当九州電力としての何か、モデルプラントとか、
1:02:18	それともPWR全体として何かこういうものがあるんでしょうか。
1:02:24	九州電力通しますこれはPWRとBWRのプラントとして、代表的なマイプラント方モデルプラントとしてございます。
1:03:00	以上でございます。
1:03:04	一応、
1:03:07	上げている設備名称っていうのは、34号炉共用除いている。
1:03:20	ここに記載する内容を九州電力トヨシマです。ここに記載する内容は34号機の共用設備は除いております。
1:03:39	ことです。
1:03:49	規制庁タツモトですと17ページ。
1:03:54	ただ、
1:03:57	4で、
1:04:01	2号炉との説明については、移行するというふうに書いてあるんですけども。
1:04:09	この申請書でいうと、
1:04:12	13ページ。
1:04:16	この米印をつけておいて、

1:04:22	以上が、
1:04:24	記載する。
1:04:26	要は、
1:04:30	ちょっと米印のみが残っているのはどういう考え方なんでしょうか。
1:05:36	九州電力のクニタケです。
1:05:38	まず1号の変更申請のほうに※4というものをに入れておりますけども、そもそもの目的は、12号共用設備というものも、その解体対象。
1:05:53	施設に入るという考えのもと、これを記載しております。ただ、記載のやり方ということに記載の方法を双子側で記載している。
1:06:05	ということで今記載しております。
1:06:13	で、
1:06:15	で、例えば今1号の申請時できれば14ページのところに、放射性廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄設備というものがございます。
1:06:28	こちらの変更後については、米三コメントということで、
1:06:33	barと
1:06:35	そんな形で記載さしてもらう。
1:06:40	他方の申請書
1:06:43	の26ページ。
1:06:49	のほうに放射性廃棄物の
1:06:52	の廃棄設備ということで、
1:06:55	あるとか装置だとか、
1:07:00	要は、
1:07:03	これらの負担方法の申請書に書いてございます。
1:07:07	※4で記載しているアスファルト固化そうですねていたSRS使用済み樹脂、
1:07:14	そうですね。
1:07:19	こちら、
1:07:20	日本共用設備。
1:07:22	でございます、
1:07:27	双子側の申請書に書いてるんで、1号側についてはこれを落とすと、その解体対象。
1:07:33	次からちょっと
1:07:36	見えなくなりますので、※4という形で前は、
1:07:41	はい。
1:07:43	来ご協力
1:07:47	ますよ。

1:08:50	はい。
1:09:03	例えば
1:09:15	いうことで、
1:09:43	九州電力としてもですね、御説明差し上げます。
1:09:46	アクセスルートに関する
1:09:51	一番大きい改札法人においても、工事の内容が34号機の原子炉施設に影響を与えないということは、
1:09:59	社内規定で明確にして確認するということを定めております。具体的に申しますと、
1:10:07	廃止措置工事の
1:10:09	工事着手の前に工事計画の段階におきまして、まず34号機。
1:10:15	実際に実施する工事が34号機のアクセスルートや、
1:10:19	私具体的対策等に影響を与えないかっていうのを、
1:10:24	調査検討いたします。その結果をですね、
1:10:28	テレビでまとめてますが、他号炉への影響確認チェックシートというものに基づいて影響がないということを確認して記録を残すようにして、
1:10:38	影響がないということをしないうで管理するようにしております。
1:10:45	築け許可しました。
1:10:47	資料の
1:10:50	3-1のほうで、
1:10:54	はっきりさせていただき、
1:10:55	が、
1:11:00	それでは資料3-12ページのところで、
1:11:11	参入ところで、
1:11:14	結果、
1:11:16	黒で引いて、
1:11:19	等々であると思うんですけども、
1:11:22	はい。
1:11:23	また、
1:11:29	非常に
1:11:32	ぜひ、
1:11:34	それでは、
1:11:36	はい。
1:11:37	そうですね。
1:11:41	ページ。

1:11:42	1 ページ目。
1:11:44	主要収益の中で、
1:11:51	周囲のところの説明が
1:11:54	ないないかと。
1:11:56	ほかでしょう。
1:13:19	九州電力トヨシマですと回答いたします。
1:13:25	資料
1:13:27	3-2-12 ページになりますが、(1)建屋構築物等の説明の上から3行目のところですね、ここに原子炉格納容器に関連するという言葉がございまして、この中に原子炉格納容器原子炉容器周辺コンクリート壁が、
1:13:44	含まれるという表現になっております。
1:13:48	規制庁いけないっていうのは少しわかりにくいと考えておりますが了解しました後ですね、続きまして、同じ資料の事故ページのところで、
1:13:58	15 ページのほうで非常電源設備っていうのがあって、
1:14:04	非常電源設備がですね、基本的には、
1:14:09	まあ、冷却の方。
1:14:12	雨の汚染源 9。
1:14:14	言って、
1:14:17	はい。
1:14:54	九州電力としてもですね、回答いたします。
1:14:57	今の御質問ただけ件についてですが、非常用ディーゼル発電機の維持期間については、燃料が設計にある第二段階までを維持するようになっております。正面非常用照明に関しましては、廃止措置工事が終了する。
1:15:14	第4段階まで、維持機能が
1:15:19	保たれる必要がありますので、電源に関しては、非常に証明にも蓄電池からも
1:15:27	非常用ディーゼルからも給電が可能となっております。
1:15:31	議長イケダ了解しました。今Pd非常電源が残っていないでは初めに表明のほうで、
1:15:39	それから低調で、
1:15:45	九州電力としてもその通りでございます。
1:15:48	規制庁動いて確認いただければうまく資料の22ページのところで、
1:15:55	いいよっていうあると思うんですけども、
1:15:59	今後稼働を見極めるところで核燃理屈取扱施設及び中性点って言う電池は、
1:16:09	前ラインナップの水位及び本部設営用いてあるんですけども、
1:16:16	このっていう説明温度。

1:16:18	回復措置段階では、
1:16:22	5を切ると見ると、
1:16:25	さっきされているように思うんです。
1:16:28	もう
1:16:29	もう
1:16:31	いうことで、
1:16:33	はい。
1:20:29	九州電力のクニタケです。この部分の記載の方法等ないように等についてはまた検討して改めて御説明いたします。
1:20:41	規制庁了解しました。
1:20:53	手帳タツモトです。すみません今の表の中での応答整理の考え方を教えて欲しいんですけども。
1:21:01	今、運転中の台数としてまず
1:21:05	あって、括弧書きでプラント定検中のものをの必要台数を書いていますと、
1:21:16	時台数としてプラント運転中の台数であったり、プラント定検中の台数から変更ないもの、今みたいにその燃料取替用水タンクみたいに、変更ないんだけども、
1:21:31	運転中との差異を記載しているのは、
1:21:34	どういった理由からなんでしょうか。
1:22:34	九州電カトヨシマです。回答いたします。運転中との差異については、運転台数だけではなく、運転中との機能の相違についても記載しております。
1:23:27	規制庁タツモトです。了解しました。
1:23:30	今この運転中も廃止措置の台数として一式として記載したいというものは具体的にどういうのが入ってるのかっていうのをもう少し書くことってできますか。
1:27:38	いや、いや、九州電力の村山でございます。
1:27:43	ちょっと模擬盤内いただいてご質問バーンについてですが、例えば18ページの建家になりますと徹底の外壁及び内壁で外壁が管理区域との境界外壁として協会おいしい意識構成しているもの。
1:28:00	内側については建屋のその区画において時ををを収納している壁があってそれがその従業員の被ばくを評価を
1:28:13	を防止するものは主盤提言するものとして、
1:28:17	建家の海構造全体を冊数ものでございます人書きにくいところはございます。あとあのさ20ページのところのラック関係で先週済み燃料とか信連ラックになりますと、燃料を固定するラックという

1:28:36	構造物、構造物とそれと建屋等つなぐ支持構造物が該当するかと思います。
1:28:44	ということで基本は本体及びその支持構造物ラックもしくはピットOの支持構造物という考え方になると思うので意識とかいうふうな書き方をさせていただいてございます。
1:28:57	はい。
1:28:58	もう
1:29:02	なかなかちょっと新しい区域への言葉で全部書くのか話しにくいところはございます。
1:29:11	規制庁のタツモトです。さしてるものは了解しました。
1:29:36	規制庁タツモトです。すみません。私から最後1点なんですけども。
1:29:41	パワーポイントの一番最後のページ20ページ目で1号炉側の
1:29:49	機能維持の部分で、
1:29:52	これもともと申請書の運営でいうと、
1:29:57	ちょっと6-1ですか。
1:29:59	のほうの変更に関わる部分でもあるんですけども、この前の審査会合では
1:30:06	明確に言った通り、この機能維持については、1号炉としての固体廃棄物の機能維持的なものは各変更ないんじゃないんですか、その中で削除するっていうのは、廃止措置全体の中でどういう考え方に基づいて、
1:30:24	そう。削除しようとしてるんですかっていう質問はしているところなので、ここの部分の説明は、
1:30:32	もう少し、どういう考え方に基づいて、
1:30:36	こういう変更にしようとしているとか、そのもうちょっと詳細に説明をして欲しいんですけど。
1:31:53	九州電力のクニタケです。審査会合の第1回目の審査会合のときに、放射性固体廃棄物
1:32:00	の維持管理について、削除する削除しないという話があったかと思うんですけども、その部分につきましては、本文8のほうに記載されてますので、そちらの御説明のときに、詳細を説明したいというふうに考えております。
1:32:20	規制庁タツモトですっていう感じました。
1:32:27	あと1点だけ確認なんですけども、パワーポイントの17ページのところで、
1:32:34	下のほうの表でいい放射性物質構成ないことが確認された地下建屋等は、解体対象施設家族って書いてあるんですけども、これらの方、この作業という第一段階ですべて終了するというふうな感じでしょうか。

1:33:00	九州電カトヨシマです。回答いたします。地下建屋地下構造物の汚染状況の調査は第一段階では終わりませんので、大事で解体については、建物については基本的には第4段階、最後の段階での解体になりますので、
1:33:16	それまでに汚染状況調査等して確認した上で、そのまま覚えるものなのか解体するものなのかを判断いたしするつもりでおります。
1:33:28	すべてイケダです。了解しました後、汚染のないことっていうのはこれ要するに測定してみてノバックグラウンドレベルだあればいいっていうことなのかな、簡単でいいので来た記事をちょっと教えて欲しいんですけども、
1:33:53	九州電力としてもですね、ご質問の件ですが、基準については、今後調査も含めてですね、どれほどのもので良いのかっていう基準値を決めた上で、今後検討していきたいと考えております。
1:34:09	規制庁意見了解しました。
1:34:19	規制庁ツカベですねと。ちょっと1点だけ確認したいんですが、今回べら内田にされるとということなんですけど、具体的にベルアーム場所、
1:34:28	どちらにあるものをされるんでしょうか。
1:34:33	九州電カトヨシマです。エラーにつきましては、1号機2号機でそれぞれ1台ずつ保有しております。今回社内です、調査をして検討した結果、1号側のビラを維持することに決定しております。
1:34:51	2号側、解体するということで、
1:34:54	社内調整を終了しております。
1:34:57	はい。規制庁ツカベです。そういう意味で、今回12号共用のものは全部に
1:35:04	で管理するということで、資料も全部できてると思うんですが、物理的にもともと1号があって1号で管理してたものをですね、この期に全部2号にしてしまうっていうのは先ほどはそのエラーを避けるためというお話でしたけども、許認可の
1:35:21	全体の構成から考えて、かなりドラスティックなことをされてると思うんですが、どういう
1:35:28	判断でそうなったんでしょうか。
1:35:49	すみません、規制庁ツカベですねそういうちょっと検討の実際の人申請書を持っていないのでは、申し訳ないんですけど、今、書きぶりとして、例えば維持管理の資料で見ると、固体廃棄物のところは、
1:36:04	1号のところから多分聞いてると思うんですけど。
1:36:08	それは別途リスト上は残って、
1:36:11	以上が残った形になって、
1:36:14	でしたっけ。

1:36:31	規制庁ツカベですという意味で、
1:36:35	はい。
1:37:09	規制庁ツカベですね、そういう意味では申請書としては本来別々のものを
1:37:15	なので、それをその部分を全部2号に飛ばしてしまうっていう書き方。
1:37:20	そのものが10分という考えで普通あんまりそういう考えもしないのかなと思うんですけど。
1:37:28	九州電力の村山でございます。
1:37:31	1号の施設1号の申請書と2号の市場があって、2号に飛ばしているのは、
	6、
1:37:49	／するって書いて、
1:37:59	まずは管理室まず管理するという点については2号側で管理する12号共用設備は2号側で管理するという管理の手段を書いている管理する主管を書いている。
1:38:13	で、維持、
1:38:16	解体対象施設であっても、
1:38:20	結局は維持管理するものの維持管理する。
1:38:23	我々の意図としては1号の申請と使用と2号の申請書で12号共用施設は同じものですよということを言いたい。
1:38:35	我々の
1:38:36	考え方です。所だから大区分の中で固体廃棄物貯蔵施設1号2号があって、その中で解体対象施設の12号共用部分の詳細については2号側の申請書を見てくださいと。
1:38:53	言ってるだけであって、1号の申請書であって載ってないわけではない。読み込んでるだけなんです。
1:39:01	それが施設の
1:39:04	分担の書き方だって管理のそこだけは2号側のやつやり教室は1号で共有でありますと言ってるわけでございます。
1:39:23	規制庁ツカベです。済みで大枠といいましたけども、大枠っていうふそのものが別に規制文書としてあるわけではないので今あるのは、1号の申請書と2号の申請書しかなくて、
1:39:36	そう考えると大枠で考えていく考えましたというのはちょっと
1:39:42	はい。
1:40:49	規制庁使うで進め廃止措置計画自身は許可の解除する作業手続きだと思っていただくと、その評価でどう書いてあってすべて廃止措置でどうそれを変え

	改定会長していくかって話かと思うんですけど、今回されてることっていうのは、
1:41:06	あたかもその経過の供用を外して、
1:41:09	全部 2 号側に持ってきましたというようなことを書かれている。
1:41:13	いうふうにも読めるわけですね。
1:41:19	今までも 1 項 2 号の共用については、1 号 2 号をそれぞれ書かれてたわけですよ。
1:42:07	委員長ツカベセットの考えはわかりましたが、普通別申請なので、
1:42:13	書くべきではないかという、ちょっと個人的な意見になってしまうかもしれませんが、思います。
1:44:25	規制庁ツカベですけど管理を効率的に考えて 1 号で管理されるっていうのは全然普通のことかなと思うんですが、許認可の申請図書としてその飛ばすことはどうですかと言ってるだけです。
1:44:40	九州電力でございますので稚拙の管理を作ること飛ばしてるわけではなくて、施設の名前はこっちに書いてますと言うだけであって、
1:44:48	管理については前回の御指摘もありましたので、1 号の固体廃棄物貯蔵施設の維持管理のところを消したところは、これはまた元の形に戻そうと思ってます。
1:45:00	ただしその細かいその運用とか管理については 2 号機側のほうで 12 号の共用施設が管理しますと言って、
1:45:09	記載しているだけであって、
1:45:14	すみません、そんなにおかしいかてるどころってないんですけど、ちょっと具体的に話を
1:45:20	したほうがいいのか。
1:45:26	規制庁ツカベですけども、伺いはわかりました。
1:50:23	規制庁のタツモトです。それでは本日のヒアリングを終了します。